

事業者の皆さまへ

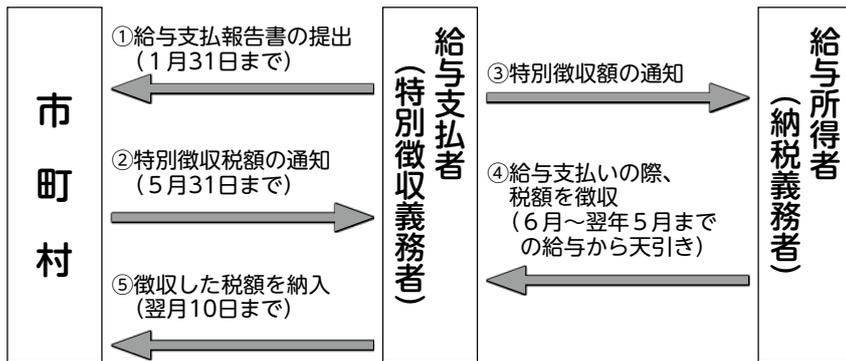
# 個人住民税の特別徴収を徹底します

所得税の源泉徴収義務がある事業者（給与等の支払者は、個人住民税を給与から天引きし、市町村に納入する特別徴収によることとされています。

千葉県内の全ての市町村が一斉に行うため、特別徴収をしていない事業者は平成28年度までに準備をお願いします。

①特別徴収とは  
所得税の源泉徴収と同じように、事業者（給与支払者）が従業員等（納税義務者）に毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わって市町村に納入していただく制度です。原則として、アルバイト・パート・役員等を含む全ての従業員から特別徴収する必要があります。

②特別徴収の流れ  
毎年5月に事業者（給与支払者）に市から「特別徴収税額決定通知書」を送付しますので、その税額を毎月の給与から天引きし、翌月10日まで納入していただきます。



お問い合わせは、  
市民税課（2階）  
☎(20)1577、FAX(20)1609へ。

## 赤い羽根 共同募金の ご協力を

10月1日<sup>㊦</sup>から12月31日<sup>㊧</sup>までの3カ月間、赤い羽根共同募金運動が全国一斉に始まります。

赤い羽根共同募金は、「じぶんの町を良くするしくみ」として、集まった募金の約7割は市内の子どもたちや高齢者、障がい者への支援や福祉活動に使われ、約3割は県内の福祉課題を解決するために使われています。

運動期間中は、街頭、学校、企業などさまざまな場所で募金活動を行います。「もばらの町を良くするしくみ」に皆さまのご協力をお願いします。



お問い合わせは、  
千葉県共同募金会茂原市支会  
（茂原市社会福祉協議会内）  
☎(23)1969、FAX(23)6538へ。

### 平成27年度消費生活講座 参加者募集

消費生活に関する情報や、被害にあわないポイントなどを学ぶ講座（全3回）を開催します。全ての講座に参加できない方でも、興味のあるテーマを選んでご参加ください。

- 第1回 11月19日<sup>㊦</sup>  
「私はダマされない？消費者トラブルを知ろう」
- 第2回 12月18日<sup>㊧</sup>  
「知っておきたい相続と遺言～相続を争族にしないために～」
- 第3回 1月21日<sup>㊦</sup>  
「見守りサポーターとして活動してみよう」

時間 13時30分～15時  
受講料 無料  
会場 市役所102会議室  
申込方法 電話受付



お申し込み・お問い合わせは、生活課（2階）  
☎(20)1505、FAX(20)1600へ。

### 平成28年 茂原市成人式



市では、新たに成人仲間入りをする方々の門出を祝う成人式を開催します。

日時 平成28年1月10日<sup>㊦</sup>  
10時30分～11時30分  
(受付9時45分～10時15分)

場所 市民会館  
対象 平成7年4月2日～  
平成8年4月1日生まれ

※市外に転出された方も出席できます。  
お問い合わせは、生涯学習課（9階）  
☎(20)1559、FAX(20)1607へ。